

○農林水産省告示第三百八十二号
植物防疫法施行規則(昭和二十五年農林省令第

七十三号)別表二の付表第三に基づき、平成五年
一月二十七日農林水産省告示八十一号(オランダ
王国産トマト及びピーマンの生果実に係る農林水
産大臣が定める基準を定める件)の一部を次のよ
うに改正し、平成九年四月一日から施行する。
平成九年三月十二日

農林水産大臣 藤本 孝雄
四の〔〕中「有害動物及び有害植物」を「検疫有
害動植物」に改め、同〔〕を削る。

六を削り、五を六とし、四の次に次のように加
える。

五 植物防疫官による確認

二の発生調査及び四の〔〕の検査が的確に実施
されたことが植物防疫官により確認されること。

六の次に次のように加える。

七 表示

二の発生調査の結果の確認並びに四の〔〕の検
査が行われた生果実のこん包又は束ねたこん包
に、輸出植物検疫が終了している旨及び仕向地
が日本である旨の表示がなされていること。

正誤

ページ段行

正

誤

平成九年三月十二日(号外第四十五号)農林水
産省告示第三百八十二号(オランダ王国産トマト
及びビーマンの生果実に係る農林水産大臣が定め
る基準を定める件の一部を改正する件)
(原稿誤り)

五九二

三別表一

四告示八十一号

別表一

告示第八十一号

(印刷誤り)